イ　先進国市場における上場株式

ロ　先進国市場における資本性インフラ投資

二　次のイ及びロに掲げる区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額を、相関係数を0.75として統合したものを新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額とする。

イ　新興国市場における上場株式

ロ　新興国市場における資本性インフラ投資

三　第一号の先進国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、前号の新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、ハイブリッド債及び優先株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額並びにその他の株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額を次の表の株式区分に応じ、同表に定める相関係数により統合したものを水準ストレスに対するリスクの額とする。

株式区分	先進国市場における上場株式等	新興国市場における上場株式等	ハイブリッド債及び優先株式	その他の株式
先進国市場における上場株式等	1.00	0.75	1.00	0.75
新興国市場における上場株式等	0.75	1.00	0.75	0.75
ハイブリッド債及び優先株式	1.00	0.75	1.00	0.75
その他の株式	0.75	0.75	0.75	1.00

第五款　不動産リスク

（不動産リスクの額）

第百十九条　第百一条第四号に規定する不動産リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　ストレス・アプローチに基づく不動産リスクの額（不動産の時価が即時に25％下落するというストレス・シナリオに基づき、不動産価格の変動に対して感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額をいう。）

二　不動産ローン保証保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が不動産ローン保証保険であるものの額の合計額をいう。）

２　前項第一号の再計算にあっては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての不動産リスクに係るエクスポージャー（裏付けとなる資産が不動産である投資信託等であって、第三条に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づく計算が困難なものを含む。）を再計算するものとする。ただし、不動産ローン（住宅ローンを含む。）は再計算の対象から除外するものとする。

第六款　為替リスク

（為替リスクの額）

第百二十条　第百一条第五号に規定する為替リスクの額は、次の各号に掲げるリスクの額のうち、いずれか大きい額（当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。）とする。

一　正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額

二　正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額

（通貨ごとの正味オープン・ポジション）

第百二十一条　通貨ごとの正味オープン・ポジションは、通貨ごとに第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額を控除した額とする。なお、次の各号に掲げる額は、基準日における通貨ごとのスポットレートで日本円に換算するものとする。

一　次のイからへまでに掲げる額を合計した額

イ　正味スポット・ポジションの額（経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。）

ロ　正味フォワード・ポジションの額（先物為替取引の将来受取額から将来支払額を控除した額の現在価値（通貨スワップの元本のうち前号に含まれないものを含む。）をいう。）

ハ　通貨オプションのデルタ（原資産価格の変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。）相当額

ニ　実行を求められることが確実な保証（これと類似の取引を含む。）であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ホ　ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額

ヘ　その他オフ・バランスの為替損益の額

二　次のイ及びロの要件を満たす外国に所在する子会社等又は支店に係る正味現在推計の額と当該正味現在推計の額に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の額との相殺後の額に10％を乗じた額（ただし、当該通貨の前号に規定する額が正の値を取る場合に限るものとする。この場合において、当該前号に規定する額を限度とする。）

イ　報告保険会社等の経済価値ベースのバランスシートに当該正味現在推計の額に係る現在推計の額及び再保険回収額が計上されていること。

ロ　当該子会社等又は支店が、当該外国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制その他これに類する規制の対象となっていること。